再生可能エネルギー等補助制度のご案内

~家庭用太陽光・エネファーム・蓄電池・ZEHの導入費用の一部補助~

市では、再生可能エネルギー等(家庭用太陽光発電設備、エネファーム、家庭用蓄電池、 ZEH)の普及を促進し、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置又はZEHの新築及び購入費用の一部を補助します。

【申請期間】令和6年6月3日(月)~令和7年2月28日(金)

※ ただし、土日、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。

対象設備	補助金額	募集件数	予算額
太陽光発電設備	上限8万円(2万円/kW×4kWまで)	約140件	1,120万円
エネファーム	上限4万円	約200件	800万円
家庭用蓄電池	上限5万円	約140件	700万円
ZEH	上限25万円	約20件	500万円

※太陽光発電設備については、「全量買取制度」は補助対象外となります。

【対象者】対象者は以下の要件を満たすことが条件です。

- (1)自らが居住している市内の住宅(店舗等と併用可)に対象設備を設置し、又は市内の対象設備付き住宅(未入居の新築物件に限る。)を購入し自ら居住している個人であること。 ZEHについては、自ら居住するために市内に ZEH(未入居の新築物件に限る。)を新築又は購入した個人であること。
- (2)太陽光発電設備については、電力会社との電力受給開始日が<u>令和6年3月1日以降</u>であること。 エネファーム・家庭用蓄電池については、設置・引渡日が<u>令和6年3月1日以降</u>であること。 ZEHについては、引渡日が<u>令和6年3月1日以降</u>であること。
- (3)補助金申請時において、市税を滞納していないこと。

など

【申請方法】次の受付場所、時間に直接、申請書類を持参してください。

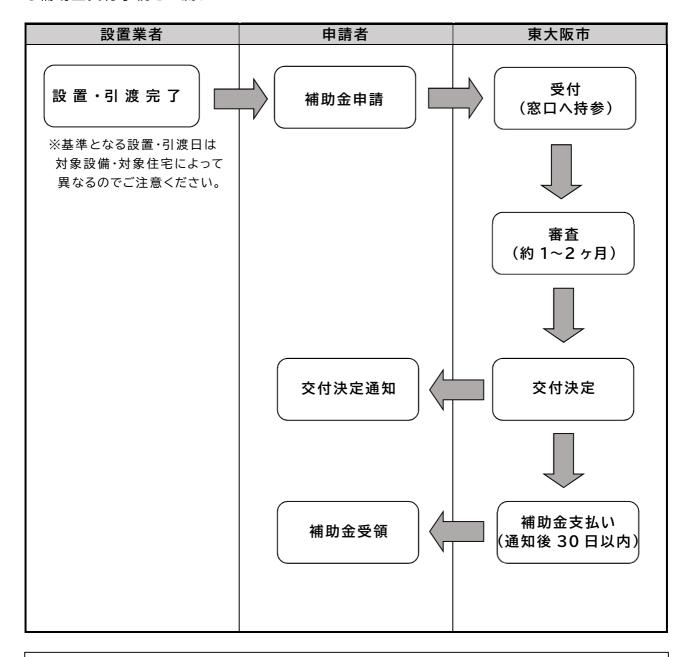
- 場 所 環境部環境企画課(東大阪市役所 本庁舎15階)
- 時 間 午前9時~午後5時30分
 - ※ 郵送、FAX、電子メール等による受付はいたしません。

【手続き】補助金交付手続きの流れ(裏面)をご覧ください。

申請書類のダウンロード、事業詳細については市ウェブサイトをご確認ください。→



◎補助金交付手続きの流れ



トラブルにご注意ください!

売電収入についての過剰又は不正確な説明や、今すぐ契約しないと補助金が受けられないなど、契約を急がせる、お得感の強調、長時間にわたる勧誘等の販売に関するトラブルが増加しています。補助金、発電量、売電量などについて、自ら情報収集をするとともに、契約の際は複数の業者から見積りを取るなどし、納得できる業者と契約をしてください。

お問合せ先東大阪市環境部環境企画課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL:(06)4309-3198 FAX:(06)4309-3829 E-mail:kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp